

令和 8 年度 浜松市職員採用試験案内

第 I IV 類

令和 8 年 10 月 5 日
浜松市人事委員会

第 I 類行政職員（大学・大学院等）

第IV類行政職員（民間企業等経験者）

採用予定日 令和 9 年 4 月 1 日

【第 1 次試験日】令和 8 年 11 月 22 日（日）

【申 込 期 間】令和 8 年 10 月 6 日（火）午後 1 時～令和 8 年 10 月 22 日（木）午後 1 時【受信有効】

目指す職員像 ～変化を先取りし、市民の目線で考え、果敢に行動する職員～

1 試験区分・採用予定人数・職務内容

試験区分			採用 予定人数	主な職務内容
第Ⅰ類	事務	社会福祉士	若干名	ケースワークや相談、福祉施策の企画立案から実施などの業務
		技術	土木	8人程度
	建築	3人程度	庁舎、学校などの公共施設の設計や工事監理、建築確認申請の審査・検査などの業務	
	電気	若干名	公共施設の電気設備の設計や工事監理、維持管理などの業務	
	機械	若干名	公共施設の機械設備の設計や工事監理、維持管理などの業務	
	造園	4人程度	公園、緑地等の整備事業の計画および施工、緑化の推進などの業務	
	免許資格	保健師	8人程度	母子保健、成人保健、精神保健、感染症などの分野における保健指導や相談、健康教育、健康づくりに関する施策の企画立案および実施などの業務
		精神保健福祉士	3人程度	精神保健福祉に関する相談、支援や施策の企画立案から実施などの業務
第Ⅳ類		臨床心理士	若干名	児童・保護者に対する心理判定やカウンセリングなどの業務

※ 採用予定人数は、欠員等の状況により変更する場合があります。

※ 令和 8 年 10 月 5 日に公告した浜松市職員採用試験「行政 C」を併せて受験することはできません。

2 受験資格

次の（１）から（３）までの要件を満たすことが必要です。

（１） 次のいずれかに該当する人

- ・ 日本国籍を有する人（令和 9 年 3 月までに取得見込みの人を含む。）
- ・ 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者（令和 9 年 3 月までに取得見込みの人を含む。）
- ・ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者（令和 9 年 3 月までに取得見込みの人を含む。）

（２） 地方公務員法第 16 条に定める欠格条項に該当しない人

- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 浜松市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

（３） 次のそれぞれの試験区分の受験資格に該当する人

試験区分		受験資格
第Ⅰ類	事務	社会福祉士
		次のいずれかに該当する人で、社会福祉士の資格を有する人または令和 9 年 3 月までに行われる国家試験により資格取得見込みの人 ① 学校教育法による大学（短期大学を除く）を令和 9 年 3 月までに卒業見込みの人 ② 学校教育法による大学院修士課程を令和 9 年 3 月までに修了見込みの人 ③ 平成 3 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く）を卒業した人 ④ 外国の大学を卒業見込みの人または卒業した人で①、②、③に準ずる人 ⑤ その他①、②、③、④と同等の資格があると人事委員会が認める人
	技術	土木
		次のいずれかに該当する人 ① 学校教育法による大学（短期大学を除く）を令和 9 年 3 月までに卒業見込みの人 ② 学校教育法による大学院修士課程を令和 9 年 3 月までに修了見込みの人 ③ 平成 3 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く）を卒業した人 ④ 外国の大学を卒業見込みの人または卒業した人で①、②、③に準ずる人 ⑤ その他①、②、③、④と同等の資格があると人事委員会が認める人
		建築
		電気
		機械
		造園
	免許資格	保健師
		精神保健福祉士
		臨床心理士
第Ⅳ類		

※ 免許・資格取得見込みまたは学校等の卒業見込みで受験した人で、当該免許・資格を取得できなかった場合、または学校等を卒業できなかった場合は採用されません。

※ 「職務経験」について

- ・企業（団体）等の従業員、自営業者として就業した期間をいいます。（受験資格に免許・資格が必要な場合、受験資格を満たす免許・資格を有し、その免許・資格を活用して就業した期間をいいます。）
- ・職務経験が複数の企業（団体）等にわたっている場合には、それらの期間を通算することができます。ただし、同一の企業（団体）等での就業期間が1年未満のものを除きます。
- ・受験資格に定める経験年数は、**令和8年10月1日時点**の経験年数が対象となります。
- ・最終合格決定後、職務経験年数を確認するため、職歴証明書を提出していただきます。

3 試験日程

(1) 第Ⅰ類事務・技術

試験	日程	会場	合格発表
第1次試験	[筆記試験] 11月22日(日)	浜松市地域情報センター (浜松市中央区中央一丁目12-7)	【個別面接試験対象者の発表】 12月2日(水) ※造園のみ12月9日(水) 浜松市ホームページに個別面接試験対象者の受験番号を掲示します。
	[個別面接] 12月中旬	浜松市地域情報センター (浜松市中央区中央一丁目12-7) または クリエート浜松 (浜松市中央区早馬町2-1)	【第1次試験合格発表】 12月25日(金) 浜松市ホームページに合格者の受験番号を掲示します。
第2次試験	[個別面接・小論文試験] 1月中旬	浜松市地域情報センター (浜松市中央区中央一丁目12-7) または クリエート浜松 (浜松市中央区早馬町2-1)	【最終合格発表】 1月29日(金) 浜松市ホームページに合格者の受験番号を掲示します。 また、受験者全員に結果を郵送でお知らせします。

※ 第1次試験筆記試験の成績により、第1次試験個別面接の受験対象者を決定します。

※ 「**建築」「電気」「機械」「造園**」の受験者は、第1次試験筆記試験時に**直近の単位認定が反映された大学の学部の成績証明書を提出**してください（大学院修了（修了見込み）者は大学院の成績証明書を併せて提出）。

※ スケジュール、会場等に変更する場合がありますので、人事委員会から送付する案内を必ず確認してください。

(2) 第Ⅰ類免許資格職（保健師、精神保健福祉士）、第Ⅳ類免許資格職（臨床心理士）

試験	日程	会場	合格発表
第1次試験	[筆記試験] 11月22日(日)	浜松市地域情報センター (浜松市中央区中央一丁目12-7)	【第1次試験合格発表】 12月2日(水) 浜松市ホームページに個別面接試験対象者の受験番号を掲示します。
第2次試験	[個別面接・小論文試験] 12月中旬	浜松市地域情報センター (浜松市中央区中央一丁目12-7) または クリエート浜松 (浜松市中央区早馬町2-1)	【最終合格発表】 12月25日(金) 浜松市ホームページに合格者の受験番号を掲示します。 また、受験者全員に結果を郵送でお知らせします。

※ スケジュール、会場等に変更する場合がありますので、人事委員会から送付する案内を必ず確認してください。

※ 第Ⅳ類「**臨床心理士**」の受験者は、第1次試験時に**受験資格で定める免許・資格の写しを提出**してく

ださい。

4 試験の内容

試験区分 試験方法			第Ⅰ類			第Ⅳ類	試験内容
			社会福祉士	技術	精神保健福祉士 保健師	臨床心理士	
第1次試験	筆記試験	教養試験	80	—	100	—	公務員として必要な一般知識および知能について、筆記試験を行います（120分）[別表1参照]
		専門試験	120	200	150	—	専門的知識および能力について、筆記試験を行います。（土木、建築、電気、機械は120分、造園、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士は90分）[別表2,3参照]
	適性検査		—			100	言語的理解、論理的思考、数量的処理など公務の遂行に必要な基礎能力について、SPI3による筆記試験を行います。また、面接試験の参考するため、職務遂行上必要な資質、適性等について主に性格的な面から検査します。（120分程度）
	職務経歴		—			100	経歴および職務経歴について評価するほか、面接試験の参考とします（申込時に職務経歴書の提出を求めます。）
	性格検査		○			—	面接試験の参考とするため、職務遂行上必要な資質、適性等について、主に性格的な面から検査します。
	個別面接		600		—		人柄、意欲、対人関係能力等について、個別面接を行います。
	合計		800		250	200	
第2次試験	個別面接		300				人柄、意欲、対人関係能力等について、個別面接を行います。
	小論文試験		100				課題の理解力、表現力、文章構成力等について、論述試験を行います。（60分）
	合計		400				

別表 1 **筆記試験（教養）**の出題分野（40 題・択一式）

大学卒業程度以上の時事、社会・人文に関する一般知識を問う問題、文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題
※自然に関する一般知識の出題はありません。

別表 2 **筆記試験（専門）**の出題分野（30 題・択一式）

社会福祉士	社会福祉概論（社会保障を含む。）、社会学概論、心理学概論
土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む。）、材料・施工
建築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画（都市計画、建築法規を含む。）、建築設備、建築施工
電気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学
機械	数学・物理・情報、材料力学、流体力学、熱工学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作
保健師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論
精神保健福祉士	精神医学と精神医療、現代の精神保健の課題と支援、精神保健福祉の原理、精神障害リハビリテーション論、精神保健福祉制度論、医学概論、心理学と心理的支援、社会学と社会システム、社会福祉の原理と政策、社会保障、権利擁護を支える法制度、地域福祉と包括的支援体制、障害者福祉、刑事司法と福祉、ソーシャルワークの基盤と専門職、ソーシャルワークの理論と方法、社会福祉調査の基礎等

別表 3 **筆記試験（専門）**の出題分野（記述式）

造園	造園学原論、造園材料・施工、造園管理、造園計画・設計（都市・地方計画を含む）、造園関連基礎、生物学概論、生態学等
----	--

- ※1 社会福祉士および技術職は第 1 次試験筆記試験の成績により、第 1 次試験個別面接の受験対象者を決定します。
- ※2 最終合格者は、第 2 次試験の結果により決定します。**（第 1 次試験の結果は反映されません。）**
- ※3 どの試験段階においても、いずれかの試験科目の評価が一定の基準に達しない場合には、他の試験科目の成績に関わらず不合格とします。
- ※4 採用試験の受験にあたり、**受験資格がない場合や受験申込書類の記載事項に虚偽または不正があることが判明した場合**、試験中の不正行為や採用試験の円滑な運営に著しく支障をきたすような行為が確認された場合、その他公務に携わる者としてふさわしくない行為が確認された場合には、成績のいかんに関わらず**失格とすることがあります。**
- ※5 第 1 次試験の筆記試験（教養・専門＜精神保健福祉士と記述式を除く＞）の例題は、浜松市ホームページで公開しています。

5 受験申込手続き

(1) インターネットによる申込み

浜松市ホームページ (<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>) から、『職員採用』にアクセスし、詳しい申込手続きを確認して申し込んでください。

※第Ⅳ類（臨床心理士）の申込みには、職務経歴書（作成方法等は、7～8 ページをご確認ください）の電子データ添付が必要です。

手続きに必要なもの	○インターネットに接続が可能なデバイス（パソコンやスマートフォン等） ○本人の電子メールアドレス ○A4 用紙の印刷が可能なプリンター（受験票を印刷するため）
申込期間等	令和 8 年 10 月 6 日（火）午後 1 時から 令和 8 年 10 月 22 日（木）午後 1 時 ※ 申込期間中は 24 時間いつでも申し込むことができますが、時間に余裕をもって申し込んでください。 ※ デバイスの機種や環境により利用できない場合があります。
受験申込の流れ	申込手続きの前に、電子申込システムへの会員登録が必要になります。 ① 共通項目の入力が完了すると、募集中の試験区分（例：第 1 類行政職員・第 4 類行政職員）が表示されます。 引き続き、②職種選択を行ってください。 審査結果通知を受信するまで、<u>申込は受理されていません。</u> 申込内容に確認事項がある場合は、電話等にてご連絡します。 第 1 次試験日の <u>1 週間前までに</u>メッセージで受験票、宣誓書・自己紹介書等のお知らせが届きます。 マイページから受験票、宣誓書・自己紹介書等をダウンロード、印刷して必要事項を記入のうえ写真を貼付し、第 1 次試験時に持参してください。 受験申込者 ・新規会員登録 ・マイページログイン ↓ ①【共通項目入力】 必要情報の入力 ②【職種選択】 該当する試験区分を選択 メール受信・申込完了 メール受信・受付完了 マイページにログイン 受験票データ（PDF）等をダウンロードして印刷 ↓ 第 1 次試験当日、 試験会場へ持参 電子申込システム 申込内容の受信 申込内容の審査 ↓ 1 週間以内 申込内容の審査結果通知 ↓ 必要書類の発行 ・受験票 ・宣誓書・自己紹介書等 ※第 1 次試験 1 週間前まで
注意事項	・画面上の注意事項をよく確認のうえ、入力してください。 ・マイページへの登録や共通項目入力だけでは受験申込の完了となりません。引き続き、該当する試験区分から職種の選択（上記②）を行ってください。 ・学歴、職歴、免許・資格の入力欄が不足する場合は、右上に「氏名・生年月日」を記入した A4 別紙を作成し、共通項目入力時（上記①）にアップロードしてください。

(2) 郵便での申込み（やむを得ない場合のみ）

提出書類	①採用試験受験願書 ②返信用封筒（長形 3 号封筒に、あて先を記入し、110 円切手を貼付したもの）
申込先	浜松市人事委員会事務局（〒430-0929 浜松市中央区中央一丁目 12 番 7 号）
申込期間等	令和 8 年 10 月 6 日（火）から 令和 8 年 10 月 22 日（木）※必着 ・提出書類を封筒に入れ、宛名の左側に「受験申込」と朱書きして送付してください。 ・郵送の際は必ず「 簡易書留郵便 」を利用してください。 簡易書留郵便を利用せずに郵送された場合の事故等については、責任を負いません。 ・期日を過ぎた申込みは理由のいかんに関わらず受け付けできません。
受験票等の 発送	第 1 次試験日の 1 週間前までに受験票、宣誓書・自己紹介書等を発送します。宣誓書・自己紹介書に必要事項を記入のうえ写真を貼付し、受験票とともに第 1 次試験時に持参してください。

(3) その他

- ・「**建築」「電気」「機械」「造園**」の受験者は、第 1 次試験筆記試験時に**直近の単位認定が反映された大学の学部の成績証明書**を提出してください（大学院修了（修了見込み）者は大学院の成績証明書を併せて提出）
- ・「**臨床心理士**」の受験者は、第 1 次試験時に**受験資格で定める免許・資格の写し**を提出してください。
- ・その他提出書類は受験票発行の際にお知らせします。

6 職務経歴書の提出について（臨床心理士のみ）

(1) インターネットで申し込む場合

…**職種選択の入力の際に Microsoft Word または PDF 形式の電子データを添付してください。**

※お使いのブラウザなどにより、電子データを添付できない事象がまれに発生しています。この場合はお手数ですが、試験区分、応募者コード、氏名を記載したメールに職務経歴書の電子データを添付して、人事委員会事務局（jinji-iinkai@city.hamamatsu.shizuoka.jp）まで送信してください。

(2) 郵便で申し込む場合

…**受験願書とともに提出してください。**

(3) 職務経歴書の作成に当たっては、以下の点に注意して作成してください。

- ・用紙は日本産業規格 A4 縦とし、4 ページ以内としてください。
- ・郵便で申し込む場合は、必ず両面印刷（2 枚・4 ページ以内）としてください。
- ・用紙にはページ番号を付し、すべてのページの右上に、氏名、生年月日および日付を記入してください。
- ・書式は任意としますが、必ず下記の「職務経歴書に記入すべき項目」を含めてください。（標準的な書式は、浜松市ホームページに掲載しています。）
- ・受験資格に該当する職務経歴について作成してください。
- ・手書きまたはパソコンの利用は問いません。
- ・多色刷りも可としますが、評価の際は白黒で複写しますのでご注意ください。
- ・ホチキス留め等は不要です。

☆ 職務経歴書に記入すべき項目（全職種共通）

- ① 日付（作成日または提出日）
- ② 氏名および生年月日
- ③ 試験区分
- ④ 志望の動機
- ⑤ 活かすことのできる経験・知識・能力・資格
 - ・ 特にアピールしたい内容を具体的に記入してください。
- ⑥ 職務経歴（企業名、事業内容、在職期間、雇用形態、職種、役職、担当業務、実績）
 - ・ 職務経歴は、勤務した企業ごとにまとめてください。
 - ・ 複数の企業で勤務経験がある場合には、受験資格に算入する職務経歴は必ず記入し、それ以外は任意で記入してください。

すべてのページの右上に記入してください。

※職務経歴書の最後の行には、「以上」を忘れずに記入してください。

7 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、人事委員会が試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に、成績順に採用候補者として登載されます。なお、名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。
- (2) 採用者は、採用候補者名簿に登載された人の中から任命権者により選択されます。
- (3) 任命権者は、採用候補者に対して意向調査を行い、欠員等の状況に応じて、名簿有効期間内に採用します。
- (4) 採用予定日は原則として令和9年4月1日です。
 - ※ 欠員等の状況により、勤務可能な人は採用予定日以前に採用される場合があります。
 - ※ **採用予定日に勤務できない人は、採用されない場合があります。**
- (5) 最終合格者は、本人の責めに帰する事由や採用辞退の場合を除きほとんどの人が採用されています。
 - ※ 提出書類等に虚偽や秘匿等が判明した場合には、採用されないことがあります。
- (6) 採用後、一部の業務へ従事するに当たっては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、対象業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用までの過程において、文書等により特定性犯罪の前科の有無を確認します。なお、提出書類等に虚偽や秘匿等が判明した場合には、採用されないことがあります。

8 勤務条件

勤務条件は浜松市条例に基づきます。採用されるまでに条例などの改正が行われた場合には、その定めるところによります。（以下、令和8年4月1日現在のもの。）

(1) 初任給

職 種		区 分	月 額
第Ⅰ類	事務・技術	大学卒	約 249,000 円
		大学院修士課程修了	約 260,000 円
	保健師	大学卒	約 252,000 円
	精神保健福祉士	大学卒	約 249,000 円

職 種		区 分	年 齢	職務経験年数	月 額
第 Ⅳ 類	臨床心理士	大学院 修士課程修了	30 歳	6 年	約 285,000 円
			40 歳	16 年	約 338,000 円
			50 歳	26 年	約 349,000 円

この月額には地域手当等を含みます。

卒業後の経歴または免許取得後の職歴等がある場合には、一定の基準に基づいて決定します。

- (2) 期末・勤勉手当（ボーナス）
給料、地域手当等の 1 カ月分をベースに年間 4.65 カ月分が支給されます。
(採用初年は採用される月によって異なります。)
- (3) 諸手当
通勤状況、住まいの状況、家族の状況、勤務の状況等に応じて、通勤手当、住居手当、扶養手当、時間外勤務手当等が支給されます。
- (4) 勤務時間
原則として、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、職種、勤務場所等により異なる場合があります。
- (5) 勤務場所
原則として、浜松市内の施設等。ただし、職種、職務内容等により異なる場合があります。
- (6) 休日等
原則として、土曜日、日曜日、祝日、年末年始です。ただし、職種、勤務場所等により異なる場合があります。
- (7) 休暇等
年次休暇（年間 20 日付与（採用初年は採用される月によって異なります。）、未使用分は 20 日を限度に翌年に繰越しできます。）のほかに、特別休暇（結婚、出産、家族の看護、忌引、夏季休暇等）、病気療養等のための休暇などがあります。また、育児休業、介護休暇などの制度もあります。
- (8) 喫煙について
健康増進法改正に伴い、行政機関は敷地内での禁煙が義務づけられました。原則勤務場所での喫煙はできませんが、屋外で受動喫煙を防止するための必要な措置として、特定屋外喫煙場所（本庁舎本館屋上）を設置しています。※毎月 22 日は閉鎖
- (9) その他
国または本市以外の自治体等から 1 日も間を置かずに引き続き採用された場合であっても、本市において退職手当の通算は行いません。

9 注意事項等

- (1) 試験内容についてのお問い合わせにはお答えできませんので、ご了承ください。
- (2) 提出された書類は一切お返しいたしませんので、ご了承ください。
- (3) 提出書類に記載された個人情報および採用試験の結果については、人事委員会で行う試験および任命権者で行う採用事務などの目的以外に使用することはありません。
- (4) この採用試験に申し込む人は、令和 8 年 10 月 5 日に公告した浜松市職員採用試験「行政 C」に重複して申し込むことはできません。
- (5) 受験資格がない場合や、受験申込書類の記載事項に虚偽または不正があることが判明した場合には、合格を取り消します。
- (6) 日本国籍を有しない人が採用された場合は、浜松市の定める基準に基づいて、下記の①および②以外

の職に就くことになります。

① 公権力の行使に当たる業務

(市民の権利や自由を一方的に制限する内容を含む業務、市民に義務や負担を一方的に課す内容を含む業務、市民に対して強制力をもって執行する業務など)

[例] 各種の許認可、税の賦課・滞納処分、占用許可、各種規制、生活保護の決定、都市計画決定、開発規制、建築行為の規制

② 公の意思の形成に参画する職 (行政の企画、立案、決定等に関与する職)

(7) 第1次試験で不合格となった人で希望者には、個人の成績および結果を、**第1次試験合格発表日以後1カ月間**に限り本人からの申請 (インターネット・郵便) に基づいてお知らせします。

・インターネットによる申請方法は、合格発表日以後、浜松市ホームページでご確認ください。

・郵便での手続きは、様式は問いませんので、受験番号、氏名、生年月日、住所あるいは連絡先の住所および電話番号を記載のうえ、成績開示希望と書いた書面により申請してください。あて先を明記し110円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封して、P11「お問合せ先」まで郵送してください。

・第2次試験で不合格となった人には、合格発表時に個人の成績および結果を郵送でお知らせします。

(8) 身体の障がい等のため受験上の配慮を必要とされる人は、必ず申込みの際に電話等でご相談ください。

(9) セクシュアルハラスメント等の防止を目的とした、求職者等に対する求職活動等に関するルールを、浜松市ホームページ (<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>) に掲載しています。

(10) 受験者に対するセクシュアルハラスメント等に関する相談窓口

浜松市人事委員会事務局 TEL:053-457-2202 MAIL:jinji-iinkai@city.hamamatsu.shizuoka.jp

◎ 試験会場案内図

浜松市地域情報センター (浜松市中央区中央一丁目12番7号)

クリエート浜松 (浜松市中央区早馬町2番地の1)

※駐車場はありませんので、**必ず電車等の公共交通機関を利用してください**。また、会場周辺の道路混雑の緩和や環境に配慮し、やむを得ない場合を除き、**自家用車による送迎もご遠慮ください**。



浜松市人事委員会事務局

- ・ TEL 053-457-2201（平日 8時30分～17時15分）
- ・ FAX 053-457-2089
- ・ 〒430-0929 浜松市中央区中央一丁目12番7号（地域情報センター3階）

重要

災害等の理由により試験の実施について変更などがある場合は、浜松市ホームページ（トップ→職員採用）および LINE 公式アカウントでお知らせします。確実に情報を受信いただけるよう、LINE 公式アカウントの登録をお願いいたします。

● 浜松市職員採用ホームページ

浜松市 職員採用

検索

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/shise/shokuinsaiyo/index.html>

採用試験情報のほか、浜松市の仕事研究に役立つ紹介動画や先輩職員からのメッセージ、TOPICS など、様々なコンテンツを掲載しています。



● 浜松市LINE公式アカウント「浜松市役所職員採用情報」

<https://liff.line.me/1645278921-kWRPP32q/?accountId=wpr0868p>

最新の採用試験情報、イベント情報を随時発信しています。



● 「浜松市役所仕事研究ガイド」

仕事研究ガイド

検索

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/jinji-iinkai/officer/guide>

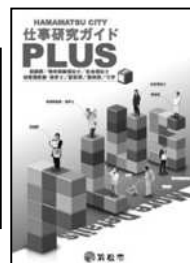
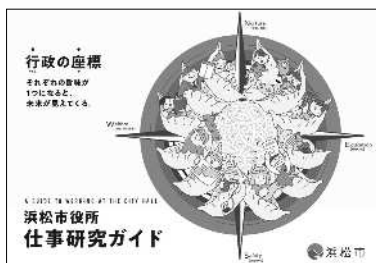
各区役所区振興課、行政センター、支所等に配架しています。
電子ブックでも閲覧可能です。



< 総合版 >

< 入門編 >

< 技術職・免許資格職 特化版 >



● 「健康経営優良法人2026（大規模法人部門）」に認定

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/wellnessproject/kyogikai/hamamatsuyuryohojin.html>

浜松市では、働きやすい環境を整えるため、職員の心身の健康づくりに積極的に取り組む「健康経営」を実践しています。
政令指定都市および静岡県内自治体では、浜松市が初めての認定取得団体です。浜松市における健康経営の取り組みをご覧ください。

